

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
が休日であること)  
の翌日

## 規 則

2 平成六年度に各市町村の基準財政収入額に加算する市町村民税の所得割に係る額の算定に用いる額の算定方法を定めることとした。

◇規 則 市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則  
(市町村振興課)

### 目 次

公布された規則のあらまし

◇市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

一 次の基準税額等の算定方法の一部を変更することとした。(第三条～第五条 関係)

- (一) 市町村民税の所得割に係る基準税額
- (二) 市町村たばこ税に係る基準税額
- (三) 自動車取得税交付金に係る基準額

二一 この規則は、公布の日から施行し、平成六年度分の普通交付税から適用することとした。

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年七月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県規則第四十八号

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の一部を改正する規則

市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則(昭和六十二年九月鳥取県規則第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の算式中「88.543円」を「89.471円」に、「0.999051252」を「0.998664847」に改め、同条の算式の符号B中「1.024」を「0.954」に改め、同条の算式の符号C中「平成3年度」を「平成4年度」に、「1.171」を「1.144」に改め、同条の算式の符号D中「譲渡所得」と「譲渡所得(以下「分離譲渡所得等」という。)」に「額」を「額から分離譲渡所得等に係る納税義務者数として知事が調査した数に134,000円を乗じて得た額を控除した額」に改める。

第四条の算式中「0.99525862」を「0.99571742」に改め、同条の算式の符号B中「0.9978」を「1.0039」で「0.9922」を「0.9950」に改める。  
 第五条の算式中「0.998937250」を「0.9989697118」に改め、同条の算式の符号B中「0.980」を「0.961」に「1.131」を「1.036」に改める。  
 別表第一の表中「四・〇一三」を「六・九一五」に、「一・七六八」を「一・七四三」に、「一・四一七」を「一・四一五」に、「一・〇七七」を「一・〇七九」に、「一・〇一三」を「一・〇一四」に改める。

別表第二の表を次のように改める。

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇二五	〇・九九三	東郷町	一・〇二二	〇・六九二
米子市	一・〇二二	〇・九五〇	三朝町	一・〇一〇	〇・六三九
倉吉市	一・〇一九	〇・八一五	関金町	一・〇〇三	〇・五四九
境港市	一・〇二一	〇・八二六	北条町	一・〇三五	〇・六六〇
国府町	一・〇一五	〇・七二一	大栄町	一・〇〇三	〇・六八五
岩美町	一・〇三五	〇・六四五	東伯町	一・〇一〇	〇・七二八
福部村	一・〇四八	〇・五八九	赤碓町	一・〇〇三	〇・六五九
郡家町	一・〇三五	〇・七七〇	西伯町	一・〇一三	〇・六三八
船岡町	一・〇三三	〇・七二一	会見町	一・〇一一	〇・六四七
河原町	一・〇一九	〇・六七九	岸本町	一・〇二一	〇・七一九
八東町	一・〇三〇	〇・六四九	日吉津村	一・〇二六	〇・八九七
若桜町	一・〇〇九	〇・六四八	淀江町	一・〇一五	〇・七〇三
用瀬町	一・〇〇四	〇・六二七	大山町	一・〇四一	〇・六四七
佐治村	一・〇二五	〇・五九九	名和町	一・〇一八	〇・六六五
智頭町	一・〇〇三	〇・六三八	中山町	〇・九九八	〇・六二五
気高町	一・〇二二	〇・六二八	日南町	一・〇二二	〇・五五一

鹿野町	一・〇二五	〇・六一五	日野町	一・〇〇五	〇・六六九
青谷町	一・〇二二	〇・六二七	江府町	一・〇〇五	〇・六〇七
羽合町	一・〇三一	〇・六八八	溝口町	一・〇〇八	〇・六一八
泊村	一・〇一三	〇・六二七			

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額及び基準額の算定に関する規則の規定は、平成六年度分の普通交付税から適用する。

(市町村民税の所得割に係る特例加算額の算定に用いる額の算定方法)

2 市町村民税の所得割に係る普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)附則第十九条の五第二項第一号( )の額は、知事が次の算式によって算定した額とする。

算 式

$$[(89.471円 \times a) \times A - B + C + D] \times 0.731 \times 0.99739113$$

(89.471円×a)に円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

- A 第3条の算式の符号Aに同じ。
- B 第3条の算式の符号Bに同じ。
- C 第3条の算式の符号Cに同じ。
- D 分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得及び株式等に係る譲渡所得に係る当該年度の当初調定に係る税額として知事が調査した額
- a 特別減税前の課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した附則別表に定める単位額補正率

附則別表

泊 村	羽 合 町	青 谷 町	鹿 野 町	氣 高 町	智 頭 町	佐 治 村	用 瀬 町	若 桜 町	八 東 町	河 原 町	船 岡 町	郡 家 町	福 部 村	岩 美 町	国 府 町	境 港 市	倉 吉 市	米 子 市	鳥 取 市	市町村名	単 位 額 補 正 率
○・七六二	○・八三七	○・七六二	○・七五二	○・七六五	○・七七三	○・七三三	○・七六二	○・七八七	○・七八九	○・八三〇	○・八六九	○・八五五	○・七二三	○・七八六	○・八七九	○・九九六	○・九八一	一・一四四	一・一九七	市町村名	単 位 額 補 正 率
溝 口 町	江 府 町	日 野 町	日 南 町	中 山 町	名 和 町	大 山 町	淀 江 町	日 吉 津 村	岸 本 町	会 見 町	西 伯 町	赤 碕 町	東 伯 町	大 栄 町	北 条 町	関 金 町	三 朝 町	東 郷 町	市町村名	単 位 額 補 正 率	
○・七四九	○・七三七	○・八一三	○・六七一	○・七六〇	○・八〇七	○・七九五	○・八六〇	一・〇九三	○・八八〇	○・七八八	○・七七九	○・七九八	○・八七七	○・八二九	○・八〇〇	○・六七三	○・七七五	○・八三七	市町村名	単 位 額 補 正 率	